

保管自転車買受人の募集について

令和7年度の静岡市保管自転車買受人の募集を次の要領で行います。

1 買受人資格者

買受人となれる者は、以下のすべてに該当する個人又は法人となります。

- (1) 古物営業法に規定する古物商の許可を受けた者
- (2) 公益財団法人日本交通管理技術協会が「自転車安全整備士」と認定した者
(法人にあつては、役員又は従業員が自転車安全整備士である者)
- (3) 一般財団法人日本車両検査協会が「自転車技士」又は「自転車組立整備士」と認定した者
(法人にあつては、役員又は従業員が自転車技士又は自転車組立整備士である者)
- (4) 静岡市に住所又は事業所を有する者

2 提出書類

No.	提出書類名	作成上の注意事項
1	買受人資格審査申請書	別紙様式1号のとおり (静岡市ホームページでも公開しております。)
2	古物商の許可証(写し)	管轄する都道府県公安委員会が交付するもの。
3	自転車安全整備士証(写し)	公益財団法人日本交通管理技術協会が交付するもの。
4	自転車技士証(写し)又は 自転車組立整備士証(写し)	一般財団法人日本車両検査協会が交付するもの。 ※自転車技士証は5年ごとの更新です。 有効期間についてお確かめの上ご提出ください。
5	住民票(写し可)	個人の場合のみ
6	商業登記簿謄本等(写し可)	・法人の場合のみ ・申請地の法務局が証明するもの
7	暴力団排除に関する誓約書兼 同意書	・静岡市暴力団排除条例に基づく ・別添様式のとおり

(注意)

- ・番号5及び番号6については、申請日より前3ヶ月以内のものをご提出ください。
- ・法人等で申請する場合で、番号1の書類に記載する代表者名と、番号2から番号5の書類に記載されている氏名(以下、「許可等対象者」という。)が異なるときは、許可等対象者が番号1の法人等の従業員であることを証明するため、別紙の従業員証明書を併せてご提出ください。

3 提出先

静岡市都市局都市計画部交通政策課（静岡市役所新館7階）

※郵送による受付は行いませんので、申請書等は窓口まで直接ご持参ください。

※現在認定中の資格の有効期間は令和7年5月31日（土）までとなります。引き続き認定をご希望の方は、令和7年5月16日（金）までにご提出をお願いします。

4 資格の認定の有効期間

今回の認定による資格の有効期間は、認定の日から令和9年5月31日まで（2年間）です。

様式第1号（第4条関係）

買受人資格審査申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

保管自転車の買受人資格の認定を受けたいので、静岡市保管自転車に関する売却手続要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

ふりがな	
氏名 (名称及び代表者氏名)	
住所 (所在地)	〒
電話番号	()

添付書類

- 1 古物商の許可証の写し
- 2 自転車安全整備士証の写し
- 3 自転車技士証又は自転車組立整備士証の写し
- 4 住所又は所在地を証明するものの写し